

地域窓口（地域産業保健センター）



産業医の選任義務のない労働者 50 名未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。 **※事前のお申し込みが必要です**

01

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果、脳・心臓疾患の異常所見があった労働者に対して、医師等が日常生活面での指導を行います。

また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師等が相談・指導を行います。

※医学的診断を行うものではありません。

02

健康診断の結果についての医師からの意見聴取



健康診断で異常所見があった労働者に関して、就業措置（通常勤務可、就業制限、要休業）などの健康保持のための対応策について、事業主が医師から意見を聴くことができます。

03

「長時間労働者」や「ストレスチェックに係る高ストレス者」に対する面接指導



「時間外労働が長時間に及ぶ労働者」や「ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者」に対し、医師が面接指導を行います。

04

個別訪問による産業保健指導

個別に事業場を訪問し、

- ・医師等が、健康診断結果に基づいた健康管理等に関する保健指導や労働者からの健康診断結果等に関する健康相談を行います。
- ・医師が事業所や作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言します。
- ・必要に応じて、専門スタッフが作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策など、労働衛生管理に関する総合的な助言・指導を行います。

（地域産業保健センター）	所在地		電話番号	FAX
下 関 地 域 窓 口	〒751-0831	下関市大学町 2-1-2 下関市医師会内	083-252-2285	083-255-0726
宇 部 地 域 窓 口	〒755-0072	宇部市中村 3-12-54 宇部市医師会内	0836-52-8400	0836-21-2717
徳 山 地 域 窓 口	〒745-8510	周南市東山町 6-28 徳山医師会内	0834-32-7950	0834-31-1623
下 松 地 域 窓 口	〒744-0025	下松市中央町 21-1 下松医師会内	0833-41-5234	0833-43-7180
岩 国 地 域 窓 口	〒740-0021	岩国市室の木町 3-6-11 岩国市医師会内	0827-21-6454	0827-21-6455
小 野 田 地 域 窓 口	〒756-0088	山陽小野田市大字東高泊 1947-1 山陽小野田医師会内	0836-84-4470	0836-84-4470
防 府 地 域 窓 口	〒747-0814	防府市三田尻 1 丁目 3-1 防府医師会内	0835-22-0565	0835-24-4060
山 口 地 域 窓 口	〒753-0056	山口市湯田温泉 5-2-21 山口市医師会内	083-922-3541	083-922-4229
萩 地 域 窓 口	〒758-0074	萩市大字平安古町 208-1 萩市医師会内	0838-22-0224	0838-24-2196

地域窓口(地域産業保健センター)健康相談・面接指導利用申込書 (R7.4.1 改正)

事業場	事業場名			
	所在地	〒		
	労働者数	(男： 人)	(女： 人)	(計： 人)
	事業内容			
	代表者	職名： 氏名：		
	担当者	職名： 氏名： 注：ご本人からの申込みの場合は、氏名の後ろに「本人」と記載してください。 電話： FAX： メールアドレス：		
	属性	1 事業者 2 個人事業者等（労災保険特別加入者本人） 3 個人事業者等への注文者等		
企業の情報 (注：企業内に他の事業場がなければ、この欄の記載は不要です。)	企業名 () 本社の有無 (有 ・ 無) 労働者数 (人) 産業医数 (人) うち 総括産業医 (有 ・ 無)			
相談内容 (希望するものに○)	1 健康相談（脳・心臓疾患リスク者保健指導） (対象者 名) 2 健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導） (対象者 名) 3 健康相談（ストレスチェック相談・指導） (対象者 名) 4 健康相談（その他） (対象者 名) 5 健康診断の結果についての医師からの意見聴取 (対象者 名) 6 長時間労働者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 7 高ストレス者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 8 その他 () (対象者 名)			
事業場訪問	1 希望する 2 希望しない			
地域産業保健センターの利用	☐ 新規（直近2年間利用無） ☐ それ以外			
その他連絡事項等				

※ 本事業は中小企業の小規模事業場を優先的に対象といたします。総括産業医が居る企業の小規模事業場は支援対象外といたします。

※「総括産業医」とは、企業における名称の如何に関わらず、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します。

※「個人事業者等」は、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員のことを指し、本事業では、労災保険に特別加入している者が支援対象となります。

個人事業者等自身に係る相談をご希望の場合は「**2 個人事業者等**」を、注文者等の立場で個人事業者等に係る相談をご希望の場合は「**3 個人事業者等への注文者等**」を選択してください。

※ 本用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

※ 副業・兼業に関する相談は様式地1-2（例）を使用してください。

*** 下記事項をご確認いただき、チェックをしてください。**

- 1 全項目に漏れなく記入しています。
- 2 事業場は50人未満です。
- 3 当社に総括産業医は居ません。
- 4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しています。
- 5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。
- 6 「健康相談結果の取得について労働者の同意を得ている。」又は「健康相談結果の取得について事業場から労働者に当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明している。」
- 7 労災保険に加入しています。
- 8 上記に相違ありません。

チェック欄
はい いいえ

[illegible]